| 女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 |  |
| :--- | :--- |
| 資料番号 | 02 －変 2 －他－F－08－0001 改 1 |
| 提出年月日 | 2023 年 3 月 29 日 |

女川 2 号機 原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載の変更に伴ら設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて

2023年3月
東北電力株式会社

女川 2 号機 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更に伴ら設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて

1．目的
原子炉格納容器調気系 主配管（原子炉格納容器配管貫通部（X－230）～ドライウェル出口配管分岐点） について，耐震性強化のため原子炉格納容器調気系の既設配管の一部厚肉化を実施していることが，要目表に適切に記載されていなかったことから要目表の記載の変更を行う。

また，原子灲格納容器調気系から原子灲格納容器フィルタベント系への分岐工事においてJIS 規格外のティーを採用していることが，要目表に適切に記載されていなかったことから要目表の記載の変更を行う。

## 2．要目表の記載の変更の概要

（1）既設配管の一部厚肉化
「原子炉格納容器配管貫通部（ $\mathrm{X}-230$ ）～ドライウェル出口配管分岐点」の配管のうち，既設配管の一部を耐震性強化のため厚肉化する。
変更点は以下のとおりである（添付資料 $1 \sim 3$ ）。

## 【管】

変更前：（外径）609．6（mm），（厚さ）$\square 9.5$ ）（mm），（材料）SM41C，SM400C
変更後：（外径）609．6（mm），（厚さ）$\square$（31．0）（mm），（材料）SM400C
（外径）変更なし，（厚さ）変更なし，（材料）変更なし
【エルボ】
変更前：（外径） $609.6(\mathrm{~mm})$ ，（厚さ）$\square$ 9．5）（mm），（材料）SM41C，SM400C
変更後：（外径） $609.6(\mathrm{~mm})$ ，（厚さ）$\square$ 17．5）（mm），（材料）SM400C
（外径）変更なし，（厚さ）変更なし，（材料）SM400C＊
※厚肉化に伴うエルボ取替によりSM41C 材はなくなる
（2）JIS 規格外ティーの採用
「原子炉格納容器配管貫通部（X－230）～ドライウェル出口配管分岐点」の原子炉格納容器調気系配管から原子炉格納容器フィルタベント系への分岐点において 600Aから 400A～の分岐が必要である が，JIS 規格には当該の径違いティーがないことから JIS 規格外のティーを採用する。

変更点は以下のとおりである（添付資料 $1 \sim 3$ ）。
【ティー】
変更前：（外径）609．6／609．6／406．4（mm），（厚さ）（17．5）／（17．5）／（12．7）（mm），（材料）STS410
変更後：（外径） 609.6 （mm），（厚さ）$\square$（17．5）（mm），（材料）STS410

## 3．要目表の記載の変更の必要性

（1）既設配管の一部厚肉化
耐震性強化のため既設配管の一部厚肉化が要目表に適切に記載されていないため要目表の記載の変更を行う必要がある。
（2）JIS 規格外ティーの採用
原子炉格納容器調気系の 600A 配管から原子炉格納容器フィルタベント系の 400A 配管への分岐に おいて，JIS 規格では $600 \mathrm{~A} / 600 \mathrm{~A} / 400 \mathrm{~A}$ の径違いティーがないことから JIS 規格外ティーを採用する が，要目表においてJIS 規格ティーとして記載されていたため記載を変更する必要がある。

4．設工認手続きについて
本手続きでは，既設配管の一部肉厚化および JIS 規格外ティーの採用に対して要目表の記載の変更 を行う。
本変更は，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」別表第一において，圧力低減設備その他の安全設備（原子炉格納容器調気設備に限る。）に係るものの改造に該当することから，「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 43 条の 3 の 9 第 2 項基づき，設計及び工事の計画 の変更認可申請を行うものである。
なお，本工事の対象は原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備（原子炉格納容器フィルタベント系，耐圧強化ベント系）並びに圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガ ス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備（原子炉格納容器フィルタベント系）及び圧力低減設備その他の安全設備の圧力逃がし装置（原子炉格納容器フィルタベント系）と兼用しているため，兼用設備も含めた設計及び工事の計画の変更認可申請を行う。

5．設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について
設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり，技術基準規則の条文ごとに，該当する適合性確認の要否を整理した結果を添付資料4に示す。

6．添付すべき資料の整理
本手続きによる設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付すべき書類は，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて，下欄に記載される添付書類を添付する必要がある。

ただし，別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定が あるため，添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料5に示す。

以上

添付資料1－1：（7．3．（8））原子炬格納容器調気系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）
添付資料 1－2：（3．5．2）原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）
添付資料1－3：（3．5．3）耐圧強化ベント系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）
添付資料1－4：（7．3（7））原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）
添付資料1－5：（7．3（9））原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）添付資料 2 ：機器の配置を明示した図面（今回変更認可申請資料）
添付資料 3 ：原子炉格納容器調気系の系統図
添付資料 4－1：設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果（原子炉格納容器

調気系 主配管）
添付資料 4－2：設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果（原子炉格納容器 フィルタベント系 主配管）
添付資料 4－3：設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果（耐圧強化ベント系 主配管）
添付資料 5－1：設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果（原子炉格納容器調気系 主配管）
添付資料 5－2 ：設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果（原子炉格納フィルタベント系 主配管）
添付資料 5－3：設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果（耐圧強化ベント系 主配管）

添付資料 1－1：（7．3．（8））原子炉格納容器調気系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）


```
添付資料 1-2:(3.5.2) 原子炬格納容器フィルタバント系
```主配管の要目表（今回変更認可申請資料）

\(\square\)

3．5．3 酎圧強化ペント亲
（8）主配管（常設）


添付資料 1－4：（7．3（7））原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）
A ま管（管設）


> 添付資料 1-5: (7.3(9)) 原子炬格納容器フィルタベント系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）

二主配管（常設）

：手続き対象設備



×：対象外の条文
\begin{tabular}{|c|c|c|c|c|}
\hline \multicolumn{2}{|r|}{\multirow[b]{2}{*}{技術基準条文}} & \multicolumn{2}{|l|}{原子炉格納容器調気系} & \multirow[b]{2}{*}{理 由} \\
\hline & & 適用条文 & 適合性確認条文 & \\
\hline 第4条 & 設計基準対象施設の地盤 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，設計基準対象施設であり，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものの，設置場所の変更を行うものではなく，設計基準対象施設の地盤に係る設計に影響を与えるものではないことから，適合性確認条文とはならない。 \\
\hline 第5条 & 地震による損傷の防止 & \(\bigcirc\) & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，耐震重要度分類Sクラスに該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであることから，基準地震動等に対 してその安全性が損なわれるおそれがないことを，本工事計画により示す。 \\
\hline 第6条 & 津波による損傷の防止 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，設計基準対象施設に該当し，防護対象設備に該当するものの，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであ り，設置場所の変更及び津波防護施設等の変更を行うものではなく，津波による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから，適合性確認条文とはならな い。 \\
\hline 第7条 & 外部からの衝撃による損傷の防
止 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & \begin{tabular}{l}
原子炉格納容器調気系主配管は，設計基準対象施設に該当し，防護対象設備に該当するもの，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであ り，設置場所の変更及び外部からの衝撃に対する防護措置等の変更を行うものではなく，外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことか \\
ら，適合性確認条文とはならない。
\end{tabular} \\
\hline 第8条 & 立入りの防止 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，設計基準対象施設に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり，設置場所の変更を行うものでは なく，立入りの防止に係る設計に影響を与えるものではないことから，適合性確認条文とはならない。 \\
\hline 第9条 & 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，設計基準対象施設に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり，設置場所の変更を行うものでは なく，発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから，適合性確認条文条文とはならない。 \\
\hline 第10条 & 急傾斜地の崩壊の防止 & \(\times\) & \(\times\) & 女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第11条 & 火災による損傷の防止 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，設計基準対象施設に該当し，防護対象設備に該当するものの，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであ り，設置場所の変更及び火災防護施設等の変更を行うものではなく，火災による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから，適合性確認条文とはならな い。 \\
\hline 第12条 & 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，設計基準対象施設に該当し，防護対象設備に該当するものの，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーの採用であり，設置場所の変更及び溢水防護施設等の変更を行うものではなく，溢水等による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから，適合性確認条文とはならない。 \\
\hline 第13条 & 安全避難通路等 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，設計基準対象施設に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり，設置場所の変更を行うものでは なく，安全避難通路等に係る設計に影響を与えるものではないことから，適合性確認条文とはならない。 \\
\hline 第14条 & 安全設備 & \(\bigcirc\) & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，安全設備に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり，既設同様に通常運転時，運転時の異常 な過渡変化時及び設計基準事故時において，その求められる機能を発揮することができる設計とすることを，本工事計画により示す。 \\
\hline 第15条 & 設計基準対象施設の機能 & \(\bigcirc\) & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，設計基準対象施設に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり，既設同様に設計基準対象施設としての機能を発揮することができる設計とすることを，本工事計画により示す。 \\
\hline 第16条 & 全交流動力電源喪失対策設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第17条 & 材料及び構造 & \(\bigcirc\) & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，クラス2配管に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーの採用であることから，クラス2機器の基準を満足することを，本工事計画により示す。 \\
\hline 第18条 & 使用中の亀裂等による破壊の防止 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，クラス2配管に該当し，適用条文となるものの，本条文は使用中の運用要求であり，設計段階において確認する条文ではないことか ら，適合性確認条文とはならない。 \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|c|}
\hline & & & & ○：対象となる条文 \(\times\) ：対象外の条文 \\
\hline \multicolumn{2}{|r|}{\multirow[b]{2}{*}{技術基準条文}} & \multicolumn{2}{|l|}{原子炉格納容器調気系} & \multirow[b]{2}{*}{理 由} \\
\hline & & 適用条文 & 適合性確認条文 & \\
\hline 第19条 & 流体振動等による損傷防止 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，一次冷却系統に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第20条 & 安全弁等 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，設計基準対象施設に該当するものの，安全弁等に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第21条 & 耐圧試験等 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，クラス2配管であり，適用条文となるものの，本条文は使用前事業者検査段階での要求であり，設計段階において確認する条文で はないことから，適合性確認条文とはならない。 \\
\hline 第22条 & 監視試験片 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，設計基準対象施設に該当するものの，容器に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第23条 & 炉心等 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，設計基準対象施設に該当するものの，炉心等に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第24条 & 熱遮蔽材 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，熱遮蔽材に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第25条 & 一次冷却材 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，一次冷却材に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第26条 & 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第27条 & 原子炉冷却材圧力バウンダリ & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第28条 & 原子炉冷却材圧力バウンダリの
隔離装置等 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第29条 & 一次冷却材処理装置 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，一次冷却材処理装置に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第30条 & 逆止め弁 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第31条 & 蒸気タービン & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，蒸気タービンに該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第32条 & 非常用炉心冷却設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，非常用炉心冷却設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第33条 & 循環設備等 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，循環設備等に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|c|}
\hline & & \multicolumn{3}{|r|}{\begin{tabular}{l}
○：対象となる条文 \\
\(\times\) ：対象外の条文
\end{tabular}} \\
\hline \multicolumn{2}{|r|}{\multirow[b]{2}{*}{技術基準条文}} & \multicolumn{2}{|l|}{原子炉格納容器調気系} & \multirow[t]{2}{*}{理 由} \\
\hline & & 適用条文 & 適合性確認条文 & \\
\hline 第34条 & 計測装置 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，計測装置に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第35条 & 安全保護装置 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，安全保護装置に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第36条 & 反応度制御系統及び原子炉停止系統 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第37条 & 制御材駆動装置 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，制御材駆動装置に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第38条 & 原子炉制御室等 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，原子炉制御室等に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第39条 & 廃棄物処理設備等 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，廃充物処理設備等に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第40条 & 廃棄物貯蔵設備等 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，廃棄物貯蔵設備等に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第41条 & 放射性物質による污染の防止 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，放射性物質による汚染の防止に係る設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第42条 & 生体遮蔽等 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，生体遮蔽等に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第43条 & 換気設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，換気設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第44条 & 原子炉格納施設 & \(\bigcirc\) & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，原子炉格納施設に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり，既設同様に発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に，その求められる機能を発揮することができる設計とすることを，本工事計画により示す。 \\
\hline 第45条 & 保安電源設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，保安電源設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第46条 & 緊急時対策所 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，緊急時対策所に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第47条 & 警報装置等 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，警報装置等に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第48条 & 準用 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，補助ボイラー，ガスタービン，内燃機関及び電気設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline
\end{tabular}


\begin{tabular}{|c|c|c|c|c|}
\hline \multicolumn{2}{|r|}{\multirow[b]{3}{*}{技術基準条文}} & \multicolumn{3}{|r|}{\begin{tabular}{l}
○：対象となる条文 \\
\(\times\) ：対象外の条文
\end{tabular}} \\
\hline & & \multicolumn{2}{|l|}{原子炉格納容器フィルタベント系} & \multirow[b]{2}{*}{理 由} \\
\hline & & 適用条文 & 適合性確認条文 & \\
\hline 第4条 & 設計基準対象施設の地盤 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第5条 & 地震による損傷の防止 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第6条 & 津波による損傷の防止 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第7条 & 外部からの衝撃による損傷の防止 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第8条 & 立入りの防止 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フイルタベント系主配管は，重大事故等対処施設に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり，設置場所の変更を行 うものではなく，立入りの防止に係る設計に影響を与えるものではないことから，適合性確認条文とはならない。 \\
\hline 第9条 & 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，重大事故等対処施設に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり，設置場所の変更を行 うものではなく，発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから，適合性確認条文とはならない。 \\
\hline 第10条 & 急傾斜地の崩壊の防止 & \(\times\) & \(\times\) & 女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第11条 & 火災による損傷の防止 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第12条 & 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第13条 & 安全避難通路等 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，重大事故等対処施設に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり，設置場所の変更を行 うものではなく，安全避難通路等に係る設計に影響を与えるものではないことから，適合性確認条文とはならない。 \\
\hline 第14条 & 安全設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，安全設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第15条 & 設計基準対象施設の機能 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第16条 & 全交流動力電源喪失対策設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第17条 & 材料及び構造 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第18条 & 使用中の亀裂等による破壊の防
止 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline
\end{tabular}


\(\times\) ：対象外の条文
\begin{tabular}{|c|c|c|c|c|}
\hline \multicolumn{2}{|r|}{\multirow[b]{2}{*}{技術基準条文}} & \multicolumn{2}{|l|}{原子炉格納容器フィルタベント系} & \multirow[b]{2}{*}{理 由} \\
\hline & & 適用条文 & 適合性確認条文 & \\
\hline 第49条 & 重大事故等対処施設の地盤 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，重大事故等対処施設に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり，設置場所の変更を行 うものではなく，重大事故等対処施設の地盤に係る設計に影響を与えるものではないことから，適合性確認条文とはならない。 \\
\hline 第50条 & 地震による損傷の防止 & \(\bigcirc\) & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，重大事故等対処施設に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり，基準地震動等に対し てその安全性が損なわれるおそれがないことを本工事計画により示す。 \\
\hline 第51条 & 津波による損傷の防止 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，重大事故等対処施設に該当し，防護対象設備に該当するものの，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用す るものであり，設置場所の変更や津波防護施設等の変更を行うものではなく，津波による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから，適合性確認条文と はならない。 \\
\hline 第52条 & 火災による損傷の防止損傷の防止 & \(\bigcirc\) & \(\times\) &  \\
\hline 第53条 & 特定重大事故等対処施設 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フイルタベント系主配管は，特定重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第54条 & 重大事故等対処設備 & \(\bigcirc\) & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，重大事故等対処施設に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであることから，重大事故等対処施設としての機能を発揮することができる設計とすることを，本工事計画により示す。 \\
\hline 第55条 & 材料及び構造 & \(\bigcirc\) & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，重大事故等クラス2機器に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規恪外ティーを採用するものであることから，第55条に規定する構造強度を満足することを，本工事計画により示す。 \\
\hline 第56条 & 使用中の亀裂等による破壊の防止 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フイルタバント系主配管は，重大事故等クラス2機器に該当し，適用条文となるものの，本条文は使用中の運用要求であり，設計段階において確認す る条文ではないことから，適合性礶認条文とはならない。 \\
\hline 第57条 & 安全弁等 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，安全弁等に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第58条 & 耐圧試験等 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，重大事故等クラス2機器に該当し，適用条文となるものの，本条文は使用前事業者検査段階での要求であり，設計段階に おいて確認する条文ではないことから，適合性確認条文とはならない。 \\
\hline 第59条 & 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第60条 & 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を泠却するための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第61条 & 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フイルタベント系主配管は，原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第62条 & 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を泠却するための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第63条 & 最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備 & \(\bigcirc\) & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであること から，その求められる機能を発揮することができる設計とすることを，本工事計画により示す。 \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|c|}
\hline \multicolumn{2}{|r|}{\multirow[b]{3}{*}{技術基準条文}} & \multicolumn{3}{|r|}{\begin{tabular}{l}
○：対象となる条文 \\
\(\times\) ：対象外の条文
\end{tabular}} \\
\hline & & \multicolumn{2}{|l|}{原子炉格納容器フィルタベント系} & \multirow[b]{2}{*}{理 由} \\
\hline & & 適用条文 & 適合性確認条文 & \\
\hline 第64条 & 原子炉格納容器内の泠却等の ための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，原子炉格納容器内の泠却等のための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第65条 & 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 & \(\bigcirc\) & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するもの であることから，その求められる機能を発揮することができる設計とすることを，本工事計画により示す。 \\
\hline 第66条 & 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，原子炉格納容器下部の溶融炉心を泠却するための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第67条 & 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 & \(\bigcirc\) & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであることから，その求められる機能を発揮することができる設計とすることを，本工事計画により示す。 \\
\hline 第68条 & 水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第69条 & 使用済燃料貯蔵槽の泠却等の ための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第70条 & 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第71条 & 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，重大事故等の収束に必要となる水の供給設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第72条 & 電源設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，電源設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第73条 & 計装設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，計装設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第74条 & 運転員が原子炉制御室にとどま るための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第75条 & 監視測定設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フイルタベント系主配管は，監視測定設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第76条 & 緊急時対策所 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，緊急時対策所に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第77条 & 通信連絡を行うために必要な設備 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，通信連絡を行うために必要な設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第78条 & 準用 & \(\times\) & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，ガスタービン，内燃機関又は電気設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|c|}
\hline \multicolumn{2}{|r|}{\multirow[b]{3}{*}{技術基準条文}} & \multicolumn{3}{|r|}{\begin{tabular}{l}
○：対象となる条文 \\
\(\times\) ：対象外の条文
\end{tabular}} \\
\hline & & \multicolumn{2}{|c|}{耐圧強化ベント系} & \multirow[b]{2}{*}{理 由} \\
\hline & & 適用条文 & 適合性確認条文 & \\
\hline 第4条 & 設計基準対象施設の地盤 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第5条 & 地震による損傷の防止 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化べント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第6条 & 津波による損傷の防止 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第7条 & 外部からの衝撃による損傷の防止 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第8条 & 立入りの防止 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，重大事故等対処施設に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり，設置場所の変更を行うものではな く，立入りの防止に係る設計に影響を与えるものではないことから，適合性確認条文とはならない。 \\
\hline 第9条 & 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，重大事故等対処施設に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり，設置場所の変更を行うものではな く，発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから，適合性確認条文とはならない。 \\
\hline 第10条 & 急傾斜地の崩壊の防止 & \(\times\) & \(\times\) & 女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第11条 & 火災による損傷の防止 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第12条 & 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化べント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第13条 & 安全避難通路等 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，重大事故等対処施設に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり，設置場所の変更を行うものではな く，安全避難通路等に係る設計に影響を与えるものではないことから，適合性確認条文とはならない。 \\
\hline 第14条 & 安全設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，安全設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第15条 & 設計基準対象施設の機能 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第16条 & 全交流動力電源喪失対策設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第17条 & 材料及び構造 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第18条 & 使用中の亀裂等による破壊の防止 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|c|}
\hline \multicolumn{2}{|r|}{\multirow{2}{*}{技術基準条文}} & \multicolumn{2}{|c|}{耐圧強化ベント系} & \multirow{2}{*}{理 由} \\
\hline & & 適用条文 & 適合性確認条文 & \\
\hline 第19条 & 流体振動等による損傷防止 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，一次冷却系統に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第20条 & 安全弁等 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第21条 & 耐圧試験等 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第22条 & 監視試験片 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第23条 & 炉心等 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第24条 & 熱遮蔽材 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第25条 & 一次冷却材 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第26条 & 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第27条 & 原子炉冷却材圧力バウンダリ & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第28条 & 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第29条 & 一次冷却材処理装置 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第30条 & 逆止め弁 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第31条 & 蒸気タービン & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第32条 & 非常用炉心冷却設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第33条 & 循環設備等 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|c|}
\hline \multicolumn{2}{|r|}{\multirow{2}{*}{技術基準条文}} & \multicolumn{2}{|c|}{耐圧強化ベント系} & \multirow{2}{*}{理 由} \\
\hline & & 適用条文 & 適合性確認条文 & \\
\hline 第34条 & 計測装置 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第35条 & 安全保護装置 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第36条 & 反応度制御系統及び原子炉停止系統 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第37条 & 制御材駆動装置 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第38条 & 原子炉制御室等 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，原子炉制御室等に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第39条 & 廃棄物処理設備等 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第40条 & 廃棄物貯蔵設備等 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第41条 & 放射性物質による污染の防止 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第42条 & 生体遮蔽等 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第43条 & 換気設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第44条 & 原子炉格納施設 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第45条 & 保安電源設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第46条 & 緊急時対策所 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第47条 & 警報装置等 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第48条 & 準用 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|c|}
\hline \multicolumn{5}{|r|}{○：対象となる条文
x : 対象外の条文} \\
\hline \multicolumn{2}{|r|}{\multirow[b]{2}{*}{技術基準条文}} & \multicolumn{2}{|c|}{耐圧強化ベント系} & \multirow[b]{2}{*}{理 由} \\
\hline & & 適用条文 & 適合性確認条文 & \\
\hline 第49条 & 重大事故等対処施設の地盤 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，重大事故等対処施設に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり，設置場所の変更を行うものではな く，重大事故等対処施設の地盤に係る設計に影響を与えるものではないことから，適合性確認条文とはならない。 \\
\hline 第50条 & 地震による損傷の防止 & \(\bigcirc\) & \(\bigcirc\) & 耐圧強化ベント系主配管は，重大事故等対処施設に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり，基準地震動等に対してその安全性 が損なわれるおそれがないことを本工事計画により示す。 \\
\hline 第51条 & 津波による損傷の防止 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，重大事故等対処施設に該当し，防護対象設備に該当するものの，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり，設置場所の変更や津波防護施設等の変更を行うものではなく，津波による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから，適合性確認条文とはならない。 \\
\hline 第52条 & 火災による損傷の防止損傷の防止 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，重大事故等対処施設に該当し，防護対象設備に該当するものの，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり，設置場所や火災防護設備等の変更を行うものではなく，火災による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから，適合性確認条文とはならない。 \\
\hline 第53条 & 特定重大事故等対処施設 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，特定重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第54条 & 重大事故等対処設備 & \(\bigcirc\) & \(\bigcirc\) & 耐圧強化ベント系主配管は，重大事故等対処施設に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであることから，重大事故等対処施設として の機能を発揮することができる設計とすることを，本工事計画により示す。 \\
\hline 第55条 & 材料及び構造 & \(\bigcirc\) & \(\bigcirc\) & 耐圧強化ベント系主配管は，重大事故等クラス2機器に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであることから，第55条に規定する構造強度を満足することを，本工事計画により示す。 \\
\hline 第56条 & 使用中の亀裂等による破壊の防止 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，重大事故等クラス2機器に該当し，適用条文となるものの，本条文は使用中の運用要求であり，設計段階において確認する条文ではない ことから，適合性確認条文とはならない。 \\
\hline 第57条 & 安全弁等 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，安全弁等に該当しないことから，適用条文とはならない。 \\
\hline 第58条 & 耐圧試験等 & \(\bigcirc\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，重大事故等クラス2機器に該当し，適用条文となるものの，本条文は使用前事業者検査段階での要求であり，設計段階において確認す る条文ではないことから，適合性確認条文とはならない。 \\
\hline 第59条 & 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第60条 & 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第61条 & 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第62条 & 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第63条 & 最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備 & \(\bigcirc\) & \(\bigcirc\) & 耐圧強化べント系主配管は，最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に該当し，既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであることから，その求め られる機能を発揮することができる設計とすることを，本工事計画により示す。 \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|c|}
\hline \multicolumn{5}{|r|}{○：対象となる条文 \(\times\) ：対象外の条文} \\
\hline \multicolumn{2}{|r|}{\multirow[b]{2}{*}{技術基準条文}} & \multicolumn{2}{|c|}{耐圧強化ベント系} & \multirow[b]{2}{*}{理 由} \\
\hline & & 適用条文 & 適合性確認条文 & \\
\hline 第64条 & 原子炉格納容器内の冷却等の ための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，原子炉格納容器内の泠却等のための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第65条 & 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化べント系主配管は，原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第66条 & 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，原子炉格納容器下部の溶融炉心を泠却するための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第67条 & 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化べント系主配管は，水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第68条 & 水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化べント系主配管は，水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第69条 & 使用済燃料貯蔵槽の冷却等の ための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，使用済燃料貯蔵槽の泠却等のための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第70条 & 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第71条 & 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，重大事故等の収束に必要となる水の供給設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第72条 & 電源設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，電源設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第73条 & 計装設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，計装設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第74条 & 運転員が原子炉制御室にとどま るための設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第75条 & 監視測定設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，監視測定設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第76条 & 緊急時対策所 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，緊急時対策所に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第77条 & 通信連絡を行うために必要な設備 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化べント系主配管は，通信連絡を行うために必要な設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline 第78条 & 準用 & \(\times\) & \(\times\) & 耐圧強化ベント系主配管は，ガスタービン，内燃機関又は電気設備に該当しないことから，適用条文とならない。 \\
\hline
\end{tabular}

設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類
及び本申請における添付の要否の検討結果（原子炉格納容器調気系 主配管）
\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 & 添付の要否
\[
(\bigcirc \cdot \times)
\] & 理由 \\
\hline \multicolumn{4}{|l|}{各発電用原子炉施設に共通} \\
\hline 1 & 送電関係一覧図 & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，送電関係一覧図に変更はないため不要。 \\
\hline 2 & 急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は，当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定す るものをいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書 & \(\times\) & 女川原子力発電所において，急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないた め不要。 \\
\hline 3 & 工場又は事業所の概要を明示した地形図 & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，工場又は事業所の概要を明示した地形図に変更はないた め不要。 \\
\hline 4 & 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図 & \(\times\) & 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図において，主配管は明示し ていないため不要。 \\
\hline 5 & 単線結線図（接地線（計器用変成器を除 く。）については電線の種類，太さ及び接地の種類も併せて記載すること。） & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，単線結線図に変更 はないため不要。 \\
\hline 6 & 新技術の内容を十分に説明した書類 & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，新技術の採用等は実施していないため不要。 \\
\hline 7 & 発電用原子炉施設の熱精算図 & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，発電用原子炉施設 の熱精算図に変更はないため不要。 \\
\hline 8 & 熱出力計算書 & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，熱出力計算書に変更はないため不要。 \\
\hline 9 & 発電用原子炉の設置の許可との整合性 に関する説明書 & \(\bigcirc\) & 工事計画認可申請書の工事計画の内容 が，令和2年2月26日付け原規規発第 2002261 号で許可された設置変更許可申請書との整合性を確認する必要がある \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & \begin{tabular}{l}
実用発電用原子炉の設置， \\
運転等に関する規則 \\
別表第二 添付書類
\end{tabular} & 添付の要否
\[
(\bigcirc \cdot \times)
\] & 理由 \\
\hline & & & \[
\begin{aligned}
& \hline \text { ことから添付する。なお, 今回の申請に } \\
& \text { 伴う基本設計方針の変更はないことか } \\
& \text { ら, 令和 } 4 \text { 年 } 9 \text { 月 } 28 \text { 日付け原規規発第 } \\
& 2209283 \text { 号にて認可された設計及び工事 } \\
& \text { の計画から変更はない。 }
\end{aligned}
\] \\
\hline 10 & 排気中及び排水中の放射性物質の濃度 に関する説明書 & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，排気中及び排水中 の放射性物質の濃度に変更はないため不要。 \\
\hline 11 & 人が常時勤務し，又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書 & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，人が常時勤務し又 は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に変更はないため不要。 \\
\hline 12 & 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，自然現象等による損傷の防止に変更はないため不要。 \\
\hline 13 & 放射性物質により汚染するおそれがあ る管理区域（第二条第二項第四号に規定 する管理区域のらち，その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそ れがある場所を除いた場所をいう。）並 びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及 び放射性物質を含む排水を安全に処理 する設備の配置の概要を明示した図面 & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，放射性物質により汚染するおそれがある管理区域並びに その地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置に変更はないため不要。 \\
\hline 14 & 取水口及び放水口に関する説明書 & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，取水口及び放水口 に変更はないため不要。 \\
\hline 15 & 設備別記載事項のうち，容量又は注入速度，最高使用圧力，最高使用温度，個数，再結合効率，加熱面積，伝熱面積，揚程又 は吐出圧力，原動機の出力，外径，閉止時間，漏えい率，制限流量，落下速度，駆動速度及び挿入時間，効率，吹出圧力，慣性 & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，設定根拠に関する説明書にて説明が必要な設備別記載事項に変更があるため添付する。 \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & \begin{tabular}{l}
実用発電用原子炉の設置， \\
運転等に関する規則 \\
別表第二 添付書類
\end{tabular} & 添付の要否
\[
(\bigcirc \cdot \times)
\] & 理由 \\
\hline & 定数，回転速度半減時間，慣性モーメン ト，設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書 & & \\
\hline 16 & 環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るものを除く。）の構造図及び取付箇所を明示した図面 & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系 主配管は，環境測定装置（放射線管理用計測装置に係る ものを除く。）に該当する設備ではない ため不要。 \\
\hline 17 & クラス 1 機器（技術基準規則第二条第二項第三十三号口に規定するクラス 1 機器をいう。）及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書（クラス 1機器にあっては，支持構造物を含めて記載すること。） & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系主配管は，クラス 1 機器及び炉心支持構造物に該当する設備ではないため不要。 \\
\hline 18 & 安全設備（技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。）及び重大事故等対処設備（設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。）が使用される条件の下における健全性に関する説明書 & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，使用される条件の下における健全性に対して影響を与え るものでないが，安全設備および重大事故等対処設備に該当することから添付 する。なお，今回の申請に伴う本添付書類に係る設計条件の変更はないことか ら，令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された設計及び工事 の計画から変更はない。 \\
\hline 19 & 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，火災防護に関する設計に変更はないため不要。 \\
\hline 20 & 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書 & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，溢水防護に関する設計に変更はないため不要。 \\
\hline 21 & 発電用原子炉施設の蒸気タービン，ポン プ等の損壊に伴ら飛散物による損傷防護に関する説明書 & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，蒸気タービン，ポ ンプ等の破壊に伴ら飛散物による損傷防護に変更はないため不要。 \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|l|}
\hline \multicolumn{2}{|c|}{\begin{tabular}{c} 
実用発電用原子炉の設置， \\
運転等に関する規則 \\
別表第二 添付書類
\end{tabular}} & \begin{tabular}{c} 
添付の要否 \\
\((○ \cdot \times)\)
\end{tabular} & \multicolumn{1}{c|}{ 理由 }
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & \begin{tabular}{l}
実用発電用原子炉の設置， \\
運転等に関する規則 \\
別表第二 添付書類
\end{tabular} & 添付の要否
\[
(\bigcirc \cdot \times)
\] & 理由 \\
\hline \multicolumn{4}{|l|}{原子炉格納施設} \\
\hline 1 & 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，機器の配置を明示 した図面を変更する必要があることか ら添付する。 \\
\hline 2 & 耐震性に関する説明書（支持構造物を含 めて記載すること。） & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，配管仕様が変更と なることから，耐震重要度クラスに応じ た地震力に耐えられる設計であること を評価するため添付する。なお，今回の申請に伴う本添付書類に係る設計条件 の変更（既設配管の一部厚肉化及び JIS規格外ティーの採用は考慮済み）はない ことから，令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない \\
\hline 3 & 強度に関する説明書（支持構造物を含め て記載すること。） & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，配管仕様が変更と なることから構造強度への影響を確認 する必要があるため添付する。 \\
\hline 4 & 構造図 & \(\times\) & 構造図において主配管は明示していな いため不要。 \\
\hline 5 & 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書（原子炉格納容器本体の脆性破壊防止に関する説明を併せて記載するこ と。） & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，原子炉格納施設の設計条件に変更はないため不要。 \\
\hline 6 & 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，水素濃度低減性能 に変更はないため不要。 \\
\hline 7 & 原子炉格納施設の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面 & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，原子炉格納施設の基礎に変更はないため不要。 \\
\hline 8 & 圧力低減設備その他の安全設備のポン プの有効吸込水頭に関する説明書 & \(\times\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，圧力低減設備その他の安全設備のポンプの有効吸込水頭 に変更はないため不要。 \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & \begin{tabular}{l}
実用発電用原子炉の設置， \\
運転等に関する規則 \\
別表第二 添付書類
\end{tabular} & 添付の要否
\[
(\bigcirc \cdot \times)
\] & 理由 \\
\hline 9 & 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（バ ネ式のものに限る。） & \(\times\) & 原子灲格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，安全弁及び逃がし弁の吹出量計算に変更はないため不要。 \\
\hline 10 & 設計及び工事に係る品質マネジメント システムに関する説明書 & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により，設計及び工事に係 る品質管理の方法等を評価する必要が あるため，説明書を添付する。 \\
\hline
\end{tabular}

\section*{設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類}

及び本申請における添付の要否の検討結果（原子炉格納容器フィルタベント系 主配管）
\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 & 添付の要否
\[
(\bigcirc \cdot \times)
\] & 理由 \\
\hline \multicolumn{4}{|l|}{各発電用原子炉施設に共通} \\
\hline 1 & 送電関係一覧図 & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，送電関係一覧図に変更はないため不要。 \\
\hline 2 & 急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は，当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定す るものをいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書 & \(\times\) & 女川原子力発電所において，急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないた め不要。 \\
\hline 3 & 工場又は事業所の概要を明示した地形図 & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，工場又 は事業所の概要を明示した地形図に変更はないため不要。 \\
\hline 4 & 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図 & \(\times\) & 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図において，主配管は明示し ていないため不要。 \\
\hline 5 & 単線結線図（接地線（計器用変成器を除 く。）については電線の種類，太さ及び接地の種類も併せて記載すること。） & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，単線結線図に変更はないため不要。 \\
\hline 6 & 新技術の内容を十分に説明した書類 & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，新技術の採用等は実施していないため不要。 \\
\hline 7 & 発電用原子炉施設の熱精算図 & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，発電用原子炉施設の熱精算図に変更はない ため不要。 \\
\hline 8 & 熱出力計算書 & \(\times\) & 原子师格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，熱出力計算書に変更はないため不要。 \\
\hline 9 & 発電用原子炉の設置の許可との整合性 に関する説明書 & \(\bigcirc\) & 工事計画認可申請書の工事計画の内容 が，令和 2 年 2 月 26 日付け原規規発第 2002261 号で許可された設置変更許可申 \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 & 添付の要否
\[
(\bigcirc \cdot \times)
\] & 理由 \\
\hline & & & 請書との整合性を確認する必要がある ことから添付する。なお，今回の申請に伴ら基本設計方針の変更はないことか ら，令和 4 年 9 月 28 日付け原規規発第 2209283 号にて認可された設計及び工事 の計画から変更はない。 \\
\hline 10 & 排気中及び排水中の放射性物質の濃度 に関する説明書 & \(\times\) & 原子炬格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，排気中及び排水中の放射性物質の濃度に変更 はないため不要。 \\
\hline 11 & 人が常時勤務し，又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書 & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，人が常時勤務し又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に変更は ないため不要。 \\
\hline 12 & 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，自然現象等による損傷の防止に変更はないた め不要。 \\
\hline 13 & 放射性物質により汚染するおそれがあ る管理区域（第二条第二項第四号に規定 する管理区域のらち，その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそ れがある場所を除いた場所をいう。）並 びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及 び放射性物質を含む排水を安全に処理 する設備の配置の概要を明示した図面 & \(\times\) & 原子师格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，放射性物質により汚染するおそれがある管理区域並びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全 に処理する設備の配置に変更はないた め不要。 \\
\hline 14 & 取水口及び放水口に関する説明書 & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，取水口及び放水口に変更はないため不要。 \\
\hline 15 & 設備別記載事項のらち，容量又は注入速度，最高使用圧力，最高使用温度，個数，再結合効率，加熱面積，伝熱面積，揚程又 は吐出圧力，原動機の出力，外径，閉止時 & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，設定根拠に関する説明書にて説明が必要な設備別記載事項に変更があるため添付す \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & \begin{tabular}{l}
実用発電用原子炉の設置， \\
運転等に関する規則 \\
別表第二 添付書類
\end{tabular} & \begin{tabular}{l}
添付の要否 \\
（ \(○\) •×）
\end{tabular} & 理由 \\
\hline & 間，漏えい率，制限流量，落下速度，駆動速度及び挿入時間，効率，吹出圧力，慣性定数，回転速度半減時間，慣性モーメン ト，設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書 & & る。 \\
\hline 16 & 環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るものを除く。）の構造図及び取付箇所を明示した図面 & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るも のを除く。）に該当する設備ではないた め不要。 \\
\hline 17 & クラス 1 機器（技術基準規則第二条第二項第三十三号口に規定するクラス 1 機器をいう。）及び灲心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書（クラス 1機器にあっては，支持構造物を含めて記載すること。） & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管は，クラス 1 機器及び炉心支持構造物 に該当する設備ではないため不要。 \\
\hline 18 & 安全設備（技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。）及び重大事故等対処設備（設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。）が使用される条件の下における健全性に関する説明書 & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，使用さ れる条件の下における健全性に対して影響を与えるものでないが，安全設備お よび重大事故等対処設備に該当するこ とから添付する。なお，今回の申請に伴 ら本添付書類に係る設計条件の変更は ないことから，令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。 \\
\hline 19 & 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，火災防護に関する設計に変更はないため不要。 \\
\hline 20 & 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書 & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，溢水防護に関する設計に変更はないため不要。 \\
\hline 21 & 発電用原子炉施設の蒸気タービン，ポン プ等の損壊に伴ら飛散物による損傷防護に関する説明書 & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，蒸気夕 ービン，ポンプ等の破壊に伴う飛散物に よる損傷防護に変更はないため不要。 \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|l|}
\hline \multicolumn{2}{|c|}{\begin{tabular}{c} 
実用発電用原子炉の設置， \\
運転等に関する規則 \\
別表第二 添付書類
\end{tabular}} & \begin{tabular}{c} 
添付の要否 \\
\((○ \cdot \times)\)
\end{tabular} & 理由 \\
\hline 22 & \begin{tabular}{l} 
通信連絡設備に関する説明書及び取付 \\
箇所を明示した図面
\end{tabular} & \(\times\) & \begin{tabular}{l} 
原子炉格納容器フィルタベント系 主配 \\
管の要目表の記載の変更により，通信連 \\
絡設備に変更はないため不要。
\end{tabular} \\
\hline 23 & \begin{tabular}{l} 
安全避難通路に関する説明書及び安全 \\
避難通路を明示した図面
\end{tabular} & \(\times\) & \begin{tabular}{l} 
原子炉格納容器フィルタベント系 主配 \\
管の要目表の記載の変更により，安全避 \\
難通路に変更はないため不要。
\end{tabular} \\
\hline 24 & \begin{tabular}{l} 
非常用照明に関する説明書及び取付箇 \\
所を明示した図面
\end{tabular} & \begin{tabular}{l} 
原子炉格納容器フィルタベント系 主配 \\
管の要目表の記載の変更により，非常用 \\
照明に変更はないため不要。
\end{tabular} \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & \begin{tabular}{l}
実用発電用原子炉の設置， \\
運転等に関する規則 \\
別表第二 添付書類
\end{tabular} & 添付の要否
\[
(\bigcirc \cdot \times)
\] & 理由 \\
\hline \multicolumn{4}{|l|}{原子炉冷却系統施設} \\
\hline 1 & 原子炉冷却系統施設に係る機器の配置 を明示した図面及び系統図 & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，機器の配置を明示した図面を変更する必要が あることから添付する。 \\
\hline 2 & 蒸気タービンの給水処理系統図 & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は蒸気タービンの給水処理系統に該当しないため不要。 \\
\hline 3 & 耐震性に関する説明書（支持構造物を含 めて記載すること。） & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，配管仕様が変更となることから，耐震重要度ク ラスに応じた地震力に耐えられる設計 であることを評価するため添付する。な お，今回の申請に伴う本添付書類に係る設計条件の変更（既設配管の一部厚肉化及び JIS 規格外ティーの採用は考慮済 み）はないことから，令和 3 年 12 月 23日付け原規規発第 2112231 号にて認可 された設計及び工事の計画から変更は ない。 \\
\hline 4 & 強度に関する説明書（支持構造物を含め て記載すること。） & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，配管仕様が変更となることから構造強度への影響を確認する必要があるため添付す る。 \\
\hline 5 & 構造図 & \(\times\) & 構造図において主配管は明示していな いため不要。 \\
\hline 6 & 原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は一次冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書，検出器の取付箇所 を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配管は，原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は一次冷却材の漏えいを監視する装置に該当しないため不要。 \\
\hline 7 & 蒸気発生器及び蒸気タービンの基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面 & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管は，蒸気タービンの基礎に該当しない ため不要。 \\
\hline 8 & 流体振動又は温度変動による損傷の防 & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系主配 \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & \begin{tabular}{l}
実用発電用原子炉の設置， \\
運転等に関する規則 \\
別表第二 添付書類
\end{tabular} & \begin{tabular}{l}
添付の要否 \\
（ \(○ \cdot \times\) ）
\end{tabular} & 理由 \\
\hline & 止に関する説明書 & & 管は，流体振動評価が必要な配管内円柱状構造物および高サイクル熱疲労の評価対象に該当しないため不要。 \\
\hline 9 & 非常用炉心泠却設備その他原子炉注水設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書 & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管は，非常用炉心椧却設備その他原子炉注水設備のポンプに該当しないため不要。 \\
\hline 10 & 蒸気タービンの制御方法に関する説明書 & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管は，蒸気タービンに該当しないため不要。 \\
\hline 11 & 蒸気タービンの振動管理に関する説明書 & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管は，蒸気タービンに該当しないため不要。 \\
\hline 12 & 蒸気タービンの泠却水の種類及び泠却水として海水を使用しない場合は，可能取水量を記載した書類 & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管は，蒸気タービンに該当しないため不要。 \\
\hline 13 & 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（バ ネ式のものに限る。） & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管は，安全弁及び逃がし弁に該当しない ため不要。 \\
\hline 14 & 設計及び工事に係る品質マネジメント システムに関する説明書 & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，設計及 び工事に係る品質管理の方法等を評価 する必要があるため，説明書を添付す る。なお，今回の申請に伴ら設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更はないことから，令和4年9月28日付け原規規発第 2209283 号にて認可 された設計及び工事の計画から変更は ない。 \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & \begin{tabular}{l}
実用発電用原子炉の設置， \\
運転等に関する規則 \\
別表第二 添付書類
\end{tabular} & \begin{tabular}{l}
添付の要否 \\
（ \(\circ\) • \(\times\) ）
\end{tabular} & 理由 \\
\hline \multicolumn{4}{|l|}{原子炉格納施設} \\
\hline 1 & 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，機器の配置を明示した図面を変更する必要が あることから添付する。 \\
\hline 2 & 耐震性に関する説明書（支持構造物を含 めて記載すること。） & \(\bigcirc\) & 原子炬格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，配管仕様が変更となることから，耐震重要度ク ラスに応じた地震力に耐えられる設計 であることを評価するため添付する。な お，今回の申請に伴う本添付書類に係る設計条件の変更（既設配管の一部厚肉化及び JIS 規格外ティーの採用は考慮済 み）はないことから，令和 3 年 12 月 23日付け原規規発第 2112231 号にて認可 された設計及び工事の計画から変更は ない。 \\
\hline 3 & 強度に関する説明書（支持構造物を含め て記載すること。） & \(\bigcirc\) & 原子炬格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，配管仕様が変更となることから構造強度への影響を確認する必要があるため添付す る。 \\
\hline 4 & 構造図 & \(\times\) & 構造図において主配管は明示していな いため不要。 \\
\hline 5 & 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書（原子炉格納容器本体の脆性破壊防止に関する説明を併せて記載するこ と。） & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，原子炉格納施設の設計条件に変更はないため不要。 \\
\hline 6 & 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 & \(\bigcirc\) & 原子炬格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，原子炉格納施設の水素濃度低減性能を評価す る必要があるため，説明書を添付する。 なお，今回の申請に伴ら本添付書類に係 る設計条件の変更はないことから，令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231号にて認可された設計及び工事の計画 \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & \begin{tabular}{l}
実用発電用原子炉の設置， \\
運転等に関する規則 \\
別表第二 添付書類
\end{tabular} & \begin{tabular}{l}
添付の要否 \\
（○•×）
\end{tabular} & 理由 \\
\hline & & & から変更はない。 \\
\hline 7 & 原子炉格納施設の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面 & \(\times\) & 原子灲格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，原子炉格納施設の基砋に変更はないため不要。 \\
\hline 8 & 圧力低減設備その他の安全設備のポン プの有効吸込水頭に関する説明書 & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，圧力低減設備その他の安全設備のポンプの有効吸込水頭に変更はないため不要。 \\
\hline 9 & 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（バ ネ式のものに限る。） & \(\times\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，安全弁及び逃がし弁の吹出量計算に変更はな いため不要。 \\
\hline 10 & 設計及び工事に係る品質マネジメント システムに関する説明書 & \(\bigcirc\) & 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により，設計及 び工事に係る品質管理の方法等を評価 する必要があるため，説明書を添付す る。なお，今回の申請に伴ら設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更はないことから，令和4年9月28日付け原規規発第 2209283 号にて認可 された設計及び工事の計画から変更は ない。 \\
\hline
\end{tabular}

\section*{設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類}

及び本申請における添付の要否の検討結果（耐圧強化ベント系 主配管）
\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 & 添付の要否 （○•×） & 理由 \\
\hline \multicolumn{4}{|l|}{各発電用原子炉施設に共通} \\
\hline 1 & 送電関係一覧図 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，送電関係一覧図に変更 はないため不要。 \\
\hline 2 & 急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は，当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定す るものをいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書 & \(\times\) & 女川原子力発電所において，急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないた め不要。 \\
\hline 3 & 工場又は事業所の概要を明示した地形図 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，工場又は事業所の概要 を明示した地形図に変更はないため不要。 \\
\hline 4 & 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図 & \(\times\) & 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図において，主配管は明示し ていないため不要。 \\
\hline 5 & 単線結線図（接地線（計器用変成器を除 く。）については電線の種類，太さ及び接地の種類も併せて記載すること。） & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，単線結線図に変更はな いため不要。 \\
\hline 6 & 新技術の内容を十分に説明した書類 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，新技術の採用等は実施 していないため不要。 \\
\hline 7 & 発電用原子炉施設の熱精算図 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，発電用原子炉施設の熱精算図に変更はないため不要。 \\
\hline 8 & 熱出力計算書 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，熱出力計算書に変更は ないため不要。 \\
\hline 9 & 発電用原子炉の設置の許可との整合性 に関する説明書 & \(\bigcirc\) & 工事計画認可申請書の工事計画の内容 が，令和2年2月26日付け原規規発第 2002261 号で許可された設置変更許可申請書との整合性を確認する必要がある \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 & 添付の要否
\[
(\bigcirc \cdot \times)
\] & 理由 \\
\hline & & & ことから添付する。なお，今回の申請に伴ら基本設計方針の変更はないことか ら，令和 4 年 9 月 28 日付け原規規発第 2209283 号にて認可された設計及び工事 の計画から変更はない。 \\
\hline 10 & 排気中及び排水中の放射性物質の濃度 に関する説明書 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，排気中及び排水中の放射性物質の濃度に変更はないため不要。 \\
\hline 11 & 人が常時勤務し，又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，人が常時勤務し又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所 における線量に変更はないため不要。 \\
\hline 12 & 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，自然現象等による損傷 の防止に変更はないため不要。 \\
\hline 13 & 放射性物質により汚染するおそれがあ る管理区域（第二条第二項第四号に規定 する管理区域のらち，その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそ れがある場所を除いた場所をいう。）並 びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及 び放射性物質を含む排水を安全に処理 する設備の配置の概要を明示した図面 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，放射性物質により汚染 するおそれがある管理区域並びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備 の配置に変更はないため不要。 \\
\hline 14 & 取水口及び放水口に関する説明書 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，取水口及び放水口に変更はないため不要。 \\
\hline 15 & 設備別記載事項のうち，容量又は注入速度，最高使用圧力，最高使用温度，個数，再結合効率，加熱面積，伝熱面積，揚程又 は吐出圧力，原動機の出力，外径，閉止時間，漏えい率，制限流量，落下速度，駆動速度及び挿入時間，効率，吹出圧力，慣性定数，回転速度半減時間，慣性モーメン ト，設定破裂圧力並びに設計温度の設定 & \(\bigcirc\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，設定根拠に関する説明書にて説明が必要な設備別記載事項に変更があるため添付する。 \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & \begin{tabular}{l}
実用発電用原子炉の設置， \\
運転等に関する規則 \\
別表第二 添付書類
\end{tabular} & 添付の要否 （○•×） & 理由 \\
\hline & 根拠に関する説明書 & & \\
\hline 16 & 環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るものを除く。）の構造図及び取付箇所を明示した図面 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るものを除く。）に該当する設備ではないため不要。 \\
\hline 17 & クラス 1 機器（技術基準規則第二条第二項第三十三号口に規定するクラス 1 機器をいう。）及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書（クラス 1機器にあっては，支持構造物を含めて記載すること。） & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管は，クラス 1機器及び炉心支持構造物に該当する設備ではないため不要。 \\
\hline 18 & 安全設備（技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。）及び重大事故等対処設備（設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。）が使用される条件の下における健全性に関する説明書 & \(\bigcirc\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，使用される条件の下に おける健全性に対して影響を与えるも のでないが，安全設備および重大事故等対処設備に該当することから添付する。 なお，今回の申請に伴ら本添付書類に係 る設計条件の変更はないことから，令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231号にて認可された設計及び工事の計画 から変更はない。 \\
\hline 19 & 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，火災防護に関する設計 に変更はないため不要。 \\
\hline 20 & 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，溢水防護に関する設計 に変更はないため不要。 \\
\hline 21 & 発電用原子炉施設の蒸気タービン，ポン プ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，蒸気タービン，ポンプ等の破壊に伴う飛散物による損傷防護 に変更はないため不要。 \\
\hline 22 & 通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，通信連絡設備に変更は ないため不要。 \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|l|}
\hline \multicolumn{2}{|c|}{\begin{tabular}{c} 
実用発電用原子炉の設置， \\
運転等に関する規則 \\
別表第二 添付書類
\end{tabular}} & \begin{tabular}{c} 
添付の要否 \\
\((○ \cdot \times)\)
\end{tabular} & \multicolumn{1}{c|}{ 理由 }
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & \begin{tabular}{l}
実用発電用原子炉の設置， \\
運転等に関する規則 \\
別表第二 添付書類
\end{tabular} & \begin{tabular}{l}
添付の要否 \\
（ \(○\) •×）
\end{tabular} & 理由 \\
\hline \multicolumn{4}{|l|}{原子炉冷却系統施設} \\
\hline 1 & 原子炉泠却系統施設に係る機器の配置 を明示した図面及び系統図 & \(\bigcirc\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，機器の配置を明示した図面を変更する必要があることから添付する。 \\
\hline 2 & 蒸気タービンの給水処理系統図 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管は蒸気タービ ンの給水処理系統に該当しないため不要。 \\
\hline 3 & 耐震性に関する説明書（支持構造物を含 めて記載すること。） & \(\bigcirc\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，配管仕様が変更となる ことから，耐震重要度クラスに応じた地震力に耐えられる設計であることを評価するため添付する。なお，今回の申請 に伴ら本添付書類に係る設計条件の変更（既設配管の一部厚肉化及び JIS 規格外ティーの採用は考慮済み）はないこと から，令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。 \\
\hline 4 & 強度に関する説明書（支持構造物を含め て記載すること。） & \(\bigcirc\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，配管仕様が変更となる ことから構造強度への影響を確認する必要があるため添付する。 \\
\hline 5 & 構造図 & \(\times\) & 構造図において主配管は明示していな いため不要。 \\
\hline 6 & \begin{tabular}{l}
原子炉格納容器内の原子炉泠却材又は \\
一次冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書，検出器の取付箇所 を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
\end{tabular} & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管は，原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は一次冷却材の漏えいを監視する装置に該当しな いため不要。 \\
\hline 7 & 蒸気発生器及び蒸気タービンの基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管は，蒸気ター ビンの基礎に該当しないため不要。 \\
\hline 8 & 流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管は，流体振動評価が必要な配管内円柱状構造物およ び高サイクル熱疲労の評価対象に該当 \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & \begin{tabular}{l}
実用発電用原子炉の設置， \\
運転等に関する規則 \\
別表第二 添付書類
\end{tabular} & 添付の要否
\[
(\bigcirc \cdot \times)
\] & 理由 \\
\hline & & & しないため不要。 \\
\hline 9 & 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管は，非常用炉心椧却設備その他原子炉注水設備のポ ンプに該当しないため不要。 \\
\hline 10 & 蒸気タービンの制御方法に関する説明書 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管は，蒸気ター ビンに該当しないため不要。 \\
\hline 11 & 蒸気タービンの振動管理に関する説明書 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管は，蒸気ター ビンに該当しないため不要。 \\
\hline 12 & 蒸気タービンの泠却水の種類及び泠却水として海水を使用しない場合は，可能取水量を記載した書類 & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管は，蒸気ター ビンに該当しないため不要。 \\
\hline 13 & 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（バ ネ式のものに限る。） & \(\times\) & 耐圧強化ベント系 主配管は，安全弁及 び逃がし弁に該当しないため不要。 \\
\hline 14 & 設計及び工事に係る品質マネジメント システムに関する説明書 & \(\bigcirc\) & 耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により，設計及び工事に係る品質管理の方法等を評価する必要がある ため，説明書を添付する。なお，今回の申請に伴ら設計及び工事に係る品質マ ネジメントシステムの変更はないこと から，令和 4 年 9 月 28 日付け原規規発第 2209283 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。 \\
\hline
\end{tabular}```

